

～すべての人々のための社会・生活基盤の構築～

第1 安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備

すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するため、子育てに係る支援策を充実させるなど、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

1 待機児童の解消などに向けた取組 5,310億円(4,919億円)

(1) 待機児童解消策の推進など保育の充実 4,612億円(4,304億円)

待機児童の解消を図るため、保育所などの受入児童数の拡大(約7万人)を図るとともに、保護者や地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、家庭的保育(保育ママ)(1万人→1.3万人)、延長保育(58.0万人→60.2万人)、休日・夜間保育(休日:10万人→11万人、夜間:224箇所→252箇所)、病児・病後児保育(延べ143.7万人→延べ171.8万人)などの充実を図る。

(2) 放課後児童対策の充実 317億円(308億円)

保育の利用者が就学後に引き続き放課後児童クラブが利用できるよう、箇所数の増(26,310箇所→27,029箇所)を図る。

(3) 地域の子育て支援の充実(一部重点) 344億円(307億円)

すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業を推進するため、市町村に交付金を交付する。

特に、地域の子ども・子育て支援の機能強化を図るため、地域子育て支援拠点事業について、子育て家庭が多様な事業や給付の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などの利用者支援を行うとともに、世代間交流や地域ボランティアとの協働など地域との協力体制を強化した「地域機能強化型」を創設する。

また、一時預かり事業について、子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設する。

(4) 児童福祉施設などの災害復旧に対する支援(復興(復興庁計上)) 37億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設などのうち、各自治体の復興計画で、平成25年度に復旧が予定されている施設などの復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 児童手当制度

1兆4,311億円(1兆4,585億円)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給に必要な額を確保する。

3 児童虐待・DV 対策、社会的養護の充実

989億円(963億円)

(1) 児童虐待防止対策の推進、社会的養護の充実

932億円(915億円)

① 児童虐待防止対策の推進

児童相談所などの専門性の確保・向上を図り、相談機能を強化するとともに、未成年後見人制度の普及促進などを図る。

② 家庭的養護の推進

家庭的養護への転換を図るため、里親・ファミリーホームへの委託を推進するとともに、既存の建物の賃借料の支援（月額10万円）により小規模グループケアや地域小規模児童養護施設などでの養護を推進する。

③ 被虐待児童などへの支援の充実

児童家庭支援センターなどにより、在宅の子どもや保護者の虐待などに関する相談・支援を行うとともに、児童養護施設の心理療法担当職員の配置の推進、母子生活支援施設の特別生活指導費加算や保育士配置の充実を図る。

④ 要保護児童の自立支援の充実【一部新規】

児童養護施設などの措置を延長した大学進学者などに対して、入学時の支度費を含め、特別育成費を支給するとともに、措置解除時に自立生活支度費などを支給する。また、中卒・高校中退などの児童にも、自立に役立つ資格取得に必要な経費を支給する。

(2) 児童養護施設などの家庭的養護への転換を図るための施設整備の充実(一部重点) **36億円(27億円)**

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、家庭的養護への転換を強力的に推進するため、各都道府県で策定する小規模化などの計画に基づく施設整備を評価した上で、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設などの整備を重点的に支援する。

(3) 配偶者からの暴力(DV)防止 **43億円(43億円)**

配偶者からの暴力(DV)被害者に対して、婦人相談所などで行う相談、保護、自立支援などの取組を推進する。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

1,917億円(1,880億円)

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援などの推進 **39億円(37億円)**

母子家庭の母などへの就業支援、養育費の確保や面会交流の支援など総合的な自立支援施策を推進する。また、高等技能訓練促進費等事業などについて、新たに父子家庭の父を対象に加える。

(2) 自立を促進するための経済的支援 **1,853億円(1,819億円)**

ひとり親家庭の自立を支援するため、児童扶養手当を支給する。また、母子家庭などの自立を促進するため、技能取得などに必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

(3) 女性の就業希望の実現(再掲・34ページ参照) **24億円(23億円)**

5 母子保健医療対策の推進

262億円(271億円)

(1) 不妊治療などへの支援【一部新規】 **94億円(105億円)**

医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に必要な費用の

一部を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、不育症に悩む人への相談体制の充実を図る。

また、離島振興法の改正に伴い、離島に居住する妊婦の健康診査を受診するための交通費などの支援を行う。

(2) 小児の慢性疾患などへの支援

165億円(164億円)

小児期に小児がんなどの特定の疾患に罹患し、長期間の療養を必要とする児童などの健全育成を図るため、その治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減する(小児慢性特定疾患治療研究事業)。なお、難病対策に係る検討(75ページ参照)と併せ、当該事業の在り方について、予算編成過程で検討する。

また、未熟児の養育医療費の給付などを行う。

6 仕事と育児の両立支援策の推進(再掲・34ページ参照)

78億円(92億円)